

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良国道事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに付いて通知がありました。

令和八年十月三十日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（車載写真レーザ測量及び数値地形図データ作成）

二 測量の地域 橿原市及び生駒郡斑鳩町の一部

三 測量の終了年月日 令和八年九月三十日